

業務指示書

ベトナム国自動車部品産業情報収集・確認調査

第1 指示書の適用

本指示書は独立行政法人国際協力機構(JICA)が実施する標記業務のうち、民間コンサルタント等(以下「コンサルタント」という。)に実施を委託する業務に関する内容を示すものです。コンサルタントは、この業務指示書及び貸与された資料に基づき、本件業務に係るプロポーザル等を機構に提出するものとします。

なお、本指示書の第2「業務の目的・内容に関する事項」、第3「業務実施上の条件」は、この内容に基づき、コンサルタントがその一部を補足又は改善し、プロポーザルを提出することを妨げるものではありません。

本指示書に係る質問期限：2016年11月16日 12時 まで

問合せ先：調達部 契約第一課 小菅 恵理子 Kosuge.Eriko@jica.go.jp

質問に対する回答：2016年11月21日 までに機構ホームページ上に行います。

第2 業務の目的・内容に関する事項-----別紙のとおり

第3 業務実施上の条件-----別紙のとおり

第4 競争上の条件

1 競争参加資格要件

(1) 以下のいずれかに該当する者は、JICA契約事務取扱細則(平成15年細則(調)第8号)第4条に基づき、競争参加資格を認めません。また、共同企業体の構成員や入札の代理人となること、契約の下請負人(補強を含む。)となることも認めません。プロポーザル提出時に何らかの文書の提出を求めものではありませんが、必要に応じ、契約交渉の際に確認させていただきます。

1) 破産手続き開始の決定を受けて復権を得ない者

具体的には、会社更正法(平成14年法律第154号)又は民事再生法(平成11年法律第225号)の適用の申し立てを行い、更生計画又は再生計画が発効していない法人をいいます。

2) 「独立行政法人国際協力機構反社会的勢力への対応に関する規程」(平成24年規程(総)第25号)第2条第1項の各号に掲げる者

具体的には、反社会的勢力、暴力団、暴力団員、暴力団員等、暴力団準構成員、暴力団関係企業、総会屋等、社会運動等標ぼうゴロ、特殊知能暴力集団等を指します。

3) 「独立行政法人国際協力機構契約競争参加資格停止措置規程」(平成20年規程(調)第42号)に基づく契約競争参加資格停止措置を受けている者

具体的には、以下のとおり取り扱います。

① 競争開始日(プロポーザル等の提出締切日)に措置期間中である場合、競争への参加を認めない。

② 競争開始日(プロポーザル等の提出締切日)の翌日以降から、契約相手確定日(契約交渉順位決定日)までに措置が開始される場合、競争から排除する。

③ 契約相手確定日(契約交渉順位決定日)の翌日以降に措置が開始される場合、競争から排除しない。

④ 競争開始日(プロポーザル等の提出締切日)以前に措置が終了している場合、競争への参加を認める。

(2) JICA契約事務取扱細則第5条に基づき、以下の資格要件を追加して定めます。共同企業体の構成員についても、以下の資格要件を求めます。

1) 全省庁統一資格

平成28・29・30年度全省庁統一資格を有すること。同資格を有していない場合は機構の「簡易審査」を受けていること。

「競争参加者資格審査」の詳細については、当機構ホームページ「調達情報」>「競争参加資格」
(<http://www.jica.go.jp/announce/screening/index.html>)を参照のこと。

2) 日本登記法人

取引の安全性を確保するため、競争参加資格要件として、日本国における登記法人であることを求めています。しかしながら、独立行政法人国際協力機構法（平成14年法律第136号）第13条第1項第8号及び9号に基づき実施される業務であって、かつ、登記法人であることを求めることにより競争が著しく制限される等の可能性がある場合、これを求めない場合があります。

(各項目の()に○を付したものが、今回の指示内容です。)

(○) 日本国で施行されている法令に基づき登記されている法人（以下「本邦登記法人」という。）であること。

() 法人格を有すること（本邦登記法人であることを求めない。ただし、本邦登記法人でない場合には、契約交渉に際し、本邦外における登記簿写しの提出を求めることがあります）。

3) 利益相反の排除

利益相反を排除するため、本件業務のTOR (Terms of Reference) を実質的に作成する業務を先に行った者、各種評価・調査業務を行う場合であって当該業務の対象となる業務を行った者、及びその他先に行われた業務等との関連で利益相反が生じると判断される者については、競争への参加を認めません。また、共同企業体の構成員や入札の代理人となること、契約の下請負人（補強を含む。）となることも認めません。

(各項目の()に○を付したものが、今回の指示内容です。)

() 以下の者については、競争への参加を認めません。

2 共同企業体の結成の可否

業務の規模が大きく、一社単独では望ましいレベルの業務従事者を確保することが困難であるか、又は業務の内容が広範にわたるため、業種又は分野ごと得意な社同士で共同企業体を結成することが望ましい案件について、競争を促進するために、必要最低限の範囲で共同企業体の結成を認める場合があります。

(各項目の()に○を付したものが、指示内容です。)

() 認めません。

(○) 認めます。

() 認めます。ただし業務主任者（総括）は、共同企業体の代表者の者とします。

() 者までの共同企業体の結成を認めます。ただし、業務主任者（総括）は、共同企業体の代表者の者とします。

注1) 資格停止期間中のコンサルタントは、構成員になれません。

注2) 共同企業体の結成にあたっては、結成届をプロポーザルに添付してください。

注3) 共同企業体構成員との再委託契約は認めません。

3 補強の可否

自社の経営者若しくは自社と雇用関係にある（原則、当該技術者の雇用保険や健康保険の事業主負担を行っている法人と当該技術者との関係をいう。複数の法人と雇用関係にある技術者の場合、主たる賃金を受ける雇用関係があるものをいう。）技術者を「専任の技術者」と称します。また、専任の技術者以外の業務従事者を「補強」と称します。

補強については、全業務従事者の4分の3までを目途として、配置を認めます。ただし、受注者が共同企業体である場合、共同企業体の代表者及び構成員ごとの業務従事者数の2分の1までを目途とします。なお、業務主任者については、補強の配置を制限する場合があります。

(各項目の()に○を付したものが、今回の指示内容です。)

- () 業務主任者(総括)については補強を認めません。
- (○) 業務主任者(総括)については補強を認めます。

- 注1) 共同企業体を結成する場合、その代表者または構成員となる社は他社の補強になることは認めません。
- 注2) 複数の社が同一の者を補強することは、これを妨げません。
- 注3) 業務管理グループ(第5の3参照)では、制度の主旨から補強を認めていないため、業務主任者が補強の場合には、副業務主任者(副総括)の配置が認められません。
- 注4) 評価対象業務従事者の補強にあたっては、同意書をプロポーザルに添付してください。評価対象外業務従事者については、契約交渉時若しくは補強を確定する際に同意書を提出してください。
- 注5) 補強として参加している社との再委託契約は認めません。
- 注6) 通訳団員については、補強を認めます。

4 外国籍人材の活用

(各項目の()に○を付したものが、今回の指示内容です。)

- () 外国籍人材の活用を認めます。
- () 業務主任者を除き、外国籍人材の活用を認めます。ただし、当該業務全体の業務従事者数及び業務従事人月のそれぞれ2分の1を超えない範囲において認めます。
- (○) 業務主任者を除き、外国籍人材の活用を認めます。ただし、当該業務全体の業務従事者数及び業務従事人月のそれぞれ4分の1を超えない範囲において認めます。

注) 外国籍人材とは以下に該当する人材とします。

- ・プロポーザルを提出する法人に在籍する外国籍の人材で、常用の雇用関係を有するもの又は嘱託契約を締結しているもの
- ・プロポーザルを提出する法人の外部からの補強として当該業務に従事させる外国籍の人材。

第5 プロポーザルに記載されるべき事項

1 コンサルタントの経験、能力等

- (1) 類似業務の経験
- (2) 業務実施上のバックアップ体制等
- (3) その他参考となる情報

注) 類似業務：ベトナム自動車産業調査

2 業務の実施方針等

- (1) 業務実施の基本方針等
- (2) 業務実施の方法
- (3) 作業計画
- (4) 要員計画
- (5) 業務従事者毎の分担業務内容

- (6) 現地業務に必要な資機材
- (7) 実施設計・施工監理体制（無償資金協力を想定した協力準備調査の場合のみ）
- (8) その他

注1) (1)と(2)を併せた記載分量は、20ページ以下としてください。

注2) (4)要員計画について、評価対象外業務従事者の氏名及び所属先の記載は不要とし、契約交渉時、又は遅くとも各業務従事者の作業開始時期までに双方で打合簿により確定します。なお、評価対象外業務従事者についての補強や外国籍人材の活用等については、契約交渉時、もしくは業務実施過程において、業務指示書で定める制限が遵守されていることを確認します。

3 業務従事予定者の経験、能力等

業務にかかる総括責任者として、業務主任者（総括）を業務従事者の中から指名してください。なお、業務主任者に代えて、業務主任者と副業務主任者（副総括）を業務管理グループとして配置することを認める場合があります。

(1) 業務管理グループ

業務主任者と副業務主任者の配置計画を併せて業務管理グループを提案する場合、その配置の考え方、両者の役割分担等の考え方等について記載願います

(各項目の()に○を付したものが、指示内容です。)

() 業務管理グループ（副業務主任者の配置）を認めない。

(○) 業務管理グループ（副業務主任者の配置）を認める（ただし、副業務主任者を補強とすることは認めない）。副業務主任者は1名を上限とする。

注) 業務管理グループを認める全案件（業務指示書にて総括を1号以上としている案件を除く）においては、業務管理グループとしてシニア（46歳以上）と若手（35～45歳）が組んで応募する場合、3点の加点を行います。（「第9 プロポーザルの評価」参照）。

(2) 評価対象業務従事者の経験、能力等

【業務主任者（総括／ベトナム自動車産業調査、課題分析）】

（業務管理グループにおける副業務主任者（副総括）も同様の項目）

- 1) 類似業務の経験：自動車産業調査・課題分析に係る各種業務
- 2) 対象国又は同類似地域：ベトナム 及び全途上国での業務の経験
- 3) 語学力（語学は認定書（写）を添付）：英語
- 4) 業務主任者等としての経験
- 5) 学歴、職歴、取得学位、資格、研修受講実績等（照査技術者については必要資格の認定書（写）を必ず添付して下さい。）
- 6) 特記すべき類似業務の経験（類似職務経験を含む。）

【業務従事者：担当分野 税制、法制度/アセアン政策比較調査】

- 1) 類似業務の経験：税制・法制度/アセアン政策比較調査に係る各種業務
- 2) 対象国又は同類似地域：ベトナム 及び全途上国での業務の経験
- 3) 語学力（語学は認定書（写）を添付）：英語
- 4) 学歴、職歴、取得学位、資格、研修受講実績等（照査技術者については必要資格の認定書（写）を必ず添付して下さい。）
- 5) 特記すべき類似業務の経験（類似職務経験を含む。）

【業務従事者2】

業務従事者は想定していません。

第6 競争参加資格要件の確認及びプロポーザルの提出手続き

1 競争参加資格要件の確認

競争参加資格要件のうち、全省庁統一資格については、当機構ホームページ「調達情報」>「競争参加資格」(<http://www.jica.go.jp/announce/screening/index.html>)に示す資格確認手続きを行った上で通知される「整理番号」をプロポーザルに記載して頂くことにより、確認します。
その他の資格要件については、必要に応じ、契約交渉に際し、確認します。

2 プロポーザルの提出期限、提出場所等

- (1) 提出期限：2016年11月25日 12時
- (2) 提出方法：郵送又は持参（郵送の場合は、上記提出期限までに到着するものに限り。）
- (3) 提出先・場所：
 - ・郵送の場合
〒102-8012
東京都千代田区二番町5番地25 二番町センタービル
独立行政法人国際協力機構 調達部
 - ・持参の場合
二番町センタービル1階調達部受付（調達カウンター）
- (4) 提出書類：プロポーザル 正1部 写4部
見積書 正1部 写1部（次項第7参照）
注）郵送の場合、「各種書類受領書」の提出は不要です。

3 プロポーザルの無効

次の各号のいずれかに該当するプロポーザルは無効とします。

- (1) 提出期限後にプロポーザルが提出されたとき
- (2) 提出されたプロポーザルに記名・押印がないとき
- (3) 同一提案者から2通以上のプロポーザルが提出されたとき
- (4) 競争参加資格要件を満たさない者がプロポーザルを提出したとき
- (5) 既に受注している案件、契約交渉中の案件及び選定結果未通知の案件と業務期間が重なって同一の業務従事者の配置が計画されているとき
- (6) 虚偽の内容が記載されているとき
- (7) 前各号に掲げるほか、本業務指示書又は参照すべきガイドライン等に違反したとき

第7 見積価格及び内訳書

本件業務を実施するのに必要な経費の見積り及びその内訳書正1部と写1部を密封して、プロポーザルとともに提出してください。見積書の作成に当たっては「コンサルタント等契約における見積書作成ガイドライン」を参照してください。

(URL：<http://www.jica.go.jp/announce/manual/guideline/consultant/quotation.html>)

(各項目の()に○を付したものが、指示内容です。)

- () 契約全体が複数の契約期間に分かれるため、各期間分及び全体分の見積りをそれぞれに作成してください。
- () 航空運賃については、安全対策上等の必要性に基づき、ZONE-PEX運賃(エコノミークラス)又は正規割引運賃(ビジネスクラス)ではなく、認められるクラスの普通運賃を上限として見積もることを認めます。

なお、見積のうち下記については、別見積としてください。

- (1) 旅費(航空賃)
- (2) 旅費(その他:戦争特約保険料)
- (3) 一般業務費のうち安全対策経費に分類されるもの
- (4) その他(以下に記載の経費)

注) 外貨交換レートは以下のレートを使用して見積もってください。

(VND1 = 0.004801 円, US\$1 = 104.758 円, EUR1 = 115.108 円)

第8 プレゼンテーション

プロポーザルを評価する上で、より効果的かつ適切な評価を行うために、業務主任者等から業務の実施方針等についてプレゼンテーションを求める場合があります。

(各項目の()に○を付したものが、指示内容です。)

(○) プレゼンテーションは実施しません。

() プロポーザル評価の一環として、以下の要領でプレゼンテーションを行っていただきます。その際、

() 業務主任者がプレゼンテーションを行ってください。ただし、業務主任者以外に1名の出席を認めます。

() 業務主任者又は副業務主任者、若しくは両者が共同してプレゼンテーションを行ってください。

なお、業務主任者又は副業務主任者のみがプレゼンテーションを行う場合は、業務主任者又は副業務主任者以外に1名の出席を認めます。

(1) 実施時期:

~

(各社の時間は、プロポーザル提出後、別途指示します。)

(2) 実施場所: JICA本部(麹町)

会議室

(3) 実施方法:

1) 一社あたり最大、プレゼンテーション10分、質疑応答15分とします。

2) プロジェクト等機材を使用する場合は、コンサルタント等が準備するものとし、プロポーザル提出時、使用機材リストを調達部契約第一課・第二課まで報告するものとし、

機材の設置に係る時間は、上記1)の「プレゼンテーション10分」に含まれます。

(以下、各項目の()に○を付したものが、指示内容です。)

() 上記(2)の実施場所以外からの出席を認めません。

() 海外在住・出張等で当日JICAへ来訪できない場合、下記の何れかの方法により上記(2)の実施場所以外からの出席を認めます。その際、a) 電話会議による出席を最優先としてください。

実施日時は上記(1)で指定された日時です。

a) 電話会議

通常の電話のスピーカーオン機能による音声のみのプレゼンテーションを認めます。コンサルタント等からJICAが指定する電話番号に指定した日時に電話をしてください。通話にかかる費用は、通話にかかる費用は、コンサルタント等の負担とします。

b) Web会議システム (<http://jica.webex.com/>)

インターネット回線を用いてJICAが提供するWeb会議システムに接続します。接続先のURLや接続に係る初期設定については、調達部契約第一課・第二課より連絡します。

注) Skype等のIP通信サービスは利用できません。

c) テレビ会議システム

ISDN回線を用いてコンサルタント等からJICA-Netに接続します。テレビ会議システムの準備はコンサルタント等が行うものとし、接続にかかる費用は、コンサルタント等の負担とします。プロポーザル提出時に、接続先等（接続先名、ISDN番号、使用機器のメーカー名・銘柄、担当者のアドレス・電話番号）を調達部契約第一課・第二課まで報告するものとします。

注) JICA在外事務所のJICA-Netを使用しての出席は認めません。ただしJICA在外事務所主管案件の場合は、当該主管事務所からの出席を認めます。

第9 プロポーザルの評価

1 プロポーザルの評価基準

提出されたプロポーザルは、別紙の「プロポーザル評価表」に示す評価項目及びその配点に基づき評価（技術評価）を行います。評価の具体的な基準や評価に当たっての視点については、「コンサルタント等契約におけるプロポーザル作成ガイドライン（2016年7月）」の別添資料1「プロポーザル評価の基準」及び別添資料2「コンサルタント等契約におけるプロポーザル評価の視点」を参照してください。

プロポーザル評価表の「3. 業務従事予定者の経験・能力」において評価対象となる業務従事者とその想定される業務従事人月数は以下のとおりです。

1) 評価対象とする業務従事者の担当分野

総括／ベトナム自動車産業調査、課題分析
税制、法制度/アセアン政策比較調査

2) 評価対象とする業務従事者の予定人月数

7.33 M/M

技術評価の点が70点未満の評価となった場合は、失格となります。

なお、評価の確定に際しては、技術評価で70点以上の評価を得たプロポーザルを対象に、以下の2点について、加点・斟酌されますので、ご注意ください。

(1) 若手育成加点

業務管理グループを認める全案件（業務指示書にて総括を1号以上としている案件を除く。）においては、業務管理グループとしてシニア（46歳以上）と若手（35～45歳）が組んで応募する場合（どちらが総括でも可）、一律3点の加点（若手育成加点）を行います。なお、45歳以下でも上位格付認定により1号以上となる場合は「シニア」とみなし、「若手」と組んだ場合は加点対象とします。（年齢は当該年度（公示日の属する年度。再公示の場合は再公示日の属する年度。）4月1日時点での満年齢とします。）

若手加点制度の詳細については、「コンサルタント等契約におけるプロポーザル作成ガイドライン（2016年7月）」の別添資料3「業務管理グループ制度と若手育成加点」を参照ください。

(2) 価格点

技術評価及び若手育成加点の結果、各プロポーザル提出者の評価点について第1順位と第2順位以下との差が僅少である場合に限り、第7により提出された見積価格を加味して交渉順位を決定します。

具体的には、技術評価点及び若手育成加点の合計の差が第1位の者の点数の2.5%以内であれば、見積価格が最も低い者に価格点として最大2.5点を加点し、その他の者に最低見積価格との差に応じた価格点を加点します。価格点の詳細については、「コンサルタント等契約におけるプロポーザル作成ガイドライン(2016年7月)」の別添資料4「価格点の算出方法」を参照ください。

2 評価結果の通知

提出されたプロポーザルはJICAで評価・選考の上、2016年12月13日(火)までに評価を確定し、各プロポーザル提出者に契約交渉順位を通知します。

3 評価結果の公表

評価結果については、以下の項目を当機構ホームページに公開することとします。

(1) プロポーザルの提出者名

契約交渉順第1位の者の名称のみを公開し、第2位以下の者の名称は非公開とする。

(2) プロポーザルの提出者の評価点

以下の評価項目別小計及び合計点を公表する。基準点に達しないものについては、「基準下」とのみ記載する。

①コンサルタント等の法人としての経験・能力

②業務の実施方針等

③業務従事予定者の経験・能力

④若手育成加点*

⑤価格点*

*④、⑤は該当する場合のみ

第10 その他

1 配布・貸与資料

JICAが配布・貸与した資料は、本件業務のプロポーザルを作成するためのみに使用することとし、複写又は他の目的のために転用等使用しないでください。

2 プロポーザルの報酬

プロポーザル及び見積書の作成、提出に対しては、報酬を支払いません。

3 プロポーザルの目的外不使用

プロポーザル及び見積書は、本件業務の契約交渉順位を決定し、また、契約交渉を行う目的以外に使用しません。

4 プロポーザルの返却

不採用となったプロポーザル(正)及び見積書(正)は、各プロポーザル提出者の要望があれば返却しますので選定結果通知後2週間以内に受け取りに来て下さい。また、不採用となったプロポーザルで提案された計画、手法は無断で使用しません。

5 虚偽のプロポーザル

プロポーザルに虚偽の記載をした場合には、プロポーザルを無効とするとともに、虚偽の記載をしたプロポーザル提出者に対して資格停止措置を行うことがあります。

6 プロポーザルの作成に当たっての資料

プロポーザルの作成にあたっての参考情報は以下のとおりです。

(1) 「プロポーザル作成ガイドライン」:

当機構ホームページ「調達情報」中「調達ガイドライン、様式」>>「調達ガイドライン コンサルタント等の調達」>「コンサルタント等契約におけるプロポーザル作成ガイドライン」

(URL: http://www.jica.go.jp/announce/manual/guideline/consultant/proposal_201211.html)

(ハードコピーでの販売・配布は行っておりません)。

(2) 業務実施契約に係る様式:

同上ホームページ「調達情報」中「調達ガイドライン、様式」>「様式 コンサルタント等の調達 業務実施契約」

(URL: http://www.jica.go.jp/announce/manual/form/consul_g/index_since_201404.html)

(3) 規程：

同上ホームページ「調達情報」中「調達ガイドライン、様式」規程

(URL : <http://www.jica.go.jp/announce/manual/guideline/common/index.html>)

(4) 調達ガイドライン (コンサルタント等契約)：

同上ホームページ「調達情報」中「調達ガイドライン、様式」調達ガイドライン コンサルタント等の調達

(URL : <http://www.jica.go.jp/announce/manual/guideline/consultant/index.html>)

7 密接な関係にあると考えられる法人との契約に関する情報公開について

契約先に関する以下の情報をJICAホームページ上で以下のとおり公表することとしますので、本内容に同意の上で、プロポーザルの提出及び契約の締結を行っていただきますようご理解をお願いいたします。なお、案件へのプロポーザルの提出及び契約の締結をもって、本件公表に同意されたものとみなさせていただきます。

(1) 公表の対象となる契約相手方取引先 (共同企業体を結成する場合は共同企業体の構成員を含む。)

次のいずれにも該当する契約相手方を対象とします。

ア. 当該契約の締結日において、JICAで役員を経験した者が再就職していること、又はJICAで課長相当職以上の職を経験した者が役員等(注)として再就職していること

注) 役員等とは、役員のほか、相談役、顧問その他いかなる名称を有する者であるかを問わず、経営や業務運営について、助言することなどにより影響力を与え得ると認められる者を含みます。

イ. JICAとの間の取引高が総売上又は事業収入の3分の1以上を占めていること

(2) 公表する情報

契約ごとに、物品役務等の名称及び数量、契約締結日、契約相手方の氏名・住所、契約金額とあわせ、次に掲げる情報を公表します。

ア. 対象となる再就職者の人数、再就職先での現在の職名、JICAでの最終職名 (氏名は公表しない。)

イ. 契約相手方の直近の財務諸表におけるJICAとの取引高

ウ. 総売上高又は事業収入に占めるJICAとの間の取引割合

エ. 一者応札又は応募である場合はその旨

(3) JICAの役職員経験者の有無の確認日

(4) 情報の提供

契約締結日から1ヶ月以内に、所定の様式にて必要な情報を提供頂くこととなります。

8 資金協力本体事業等への推薦・排除

本件業務に基づき実施される資金協力本体事業等については、利益相反の排除を目的として、本体事業等への参加が制限されます。また、無償資金協力を想定した協力準備調査については、本体事業の設計・施工監理 (調達管理を含む。) コンサルタントとして、機構が先方政府実施機関に推薦することとしています。

(以下、各項目の () に○を付したものが、指示内容です。)

() 本件業務は、無償資金協力事業を想定した協力準備調査に当たります。したがって、本件事業実施に際して、以下のとおり取り扱われます。

1. 本件業務の受注者は、本業務の結果に基づき当機構による無償資金協力が実施される場合は、設計・施工監理 (調達補助を含む。) コンサルタントとして、機構が先方政府実施機関に推薦します。ただし、受注者が無償資金協力を実施する交換公文 (E/N) に規定される日本法人であることを条件とします。

本件業務の競争に参加する者は、「コンサルタント等契約におけるプロポーザル作成ガイドライン (2016年10月)」に示されている様式5 (日本法人確認調書) をプロポーザルに添付して提出してください。ただし、同調書は本体事業の契約条件の有無を確認するもので、本件業務に対する競争参加の資格要件ではありません。

2. 本件業務の受注者 (JV構成員及び補強として業務従事者を提供している社の他、業務従事者個人を含む。) 及びその親会社/子会社等は、本業務 (協力準備調査) の結果に基づき当機構による無償資金協力が実施される場合は、設計・施工監理 (調達補助を含む。) 以外の役務及び財の調達から排除されます。

- () 本件業務は、有償資金協力事業に係る詳細設計業務を含みます。したがって、本件業務の受注者（JV構成員及び補強として業務従事者を提供している社を含む。）及びその関連会社／系列会社（親会社／子会社等を含む。）は、本業務の結果に基づき当機構による有償資金協力が実施される場合は、施工監理（調達補助を含む。）以外の役務（審査、評価を含む。）及び材の調達から排除されます。
- () 本件業務は、フォローアップ事業に係る詳細設計業務を含みます。したがって、本件業務の受注者（JV構成員及び補強として業務従事者を提供している社を含む。）及びその親会社／子会社等は、本業務の結果に基づき当機構がフォローアップ事業を実施する場合は、施工監理（調達補助を含む。）以外の役務及び材の調達から排除されます。

9 案件の延期又は中止について

治安の急変等により案件が延期又は中止になることがありますので、予めご留意ください。

以 上

プロポーザル評価表

ベトナム国自動車部品産業情報収集・確認調査

評価項目	配点	
1. コンサルタント等の法人としての経験・能力	(10.00)	
(1) 類似業務の経験	6.00	
(2) 業務実施上のバックアップ体制等	4.00	
2. 業務の実施方針等	(40.00)	
(1) 業務実施の基本方針の的確性	18.00	
(2) 業務実施の方法の具体性、現実性等	18.00	
(3) 要員計画等の妥当性	4.00	
(4) その他（実施設計・施工監理体制）		
3. 業務従事予定者の経験・能力	(50.00)	
(1) 業務主任者の経験・能力／ 業務管理グループの評価	(34.00)	
	業務主任者 のみ	業務管理 グループ
①業務主任者の経験・能力 総括／ベトナム自動車産業調査、課題分析	(34.00)	(13.00)
ア) 類似業務の経験	13.00	5.00
イ) 対象国又は同類似地域での業務経験	7.00	3.00
ウ) 語学力	5.00	2.00
エ) 業務主任者等としての経験	6.00	2.00
オ) その他学位、資格等	3.00	1.00
②副業務主任者	(-)	(13.00)
カ) 類似業務の経験	-	5.00
キ) 対象国又は同類似地域での業務経験	-	3.00
ク) 語学力	-	2.00
ケ) 業務主任者等としての経験	-	2.00
コ) その他学位、資格等	-	1.00
③体制、プレゼンテーション	()	(8.00)
サ) 業務主任者等によるプレゼンテーション		
シ) 業務管理体制	-	8.00
(2) 業務従事者の経験・能力： 税制、法制度/アセアン政策比較調査	(16.00)	
ア) 類似業務の経験	8.00	
イ) 対象国又は同類似地域での業務経験	3.00	
ウ) 語学力	3.00	
エ) その他学位、資格等	2.00	
(3) 業務従事者の経験・能力：	()	
ア) 類似業務の経験		
イ) 対象国又は同類似地域での業務経験		
ウ) 語学力		
エ) その他学位、資格等		
(4) 業務従事者の経験・能力：	()	
ア) 類似業務の経験		
イ) 対象国又は同類似地域での業務経験		
ウ) 語学力		
エ) その他学位、資格等		
(5) 業務従事者の経験・能力：	()	
ア) 類似業務の経験		
イ) 対象国又は同類似地域での業務経験		
ウ) 語学力		
エ) その他学位、資格等		
総合評点	[100.00]	

第2 調査の目的・内容に関する事項

1. 業務の背景

2015年末のアセアン経済共同体（AEC）の発効によりアセアン域内で生産された完成車の輸入関税の撤廃が2018年に予定されている。それにより、ベトナムの自動車産業は輸入完成車との生産コスト競争に打ち勝てるだけの力を発揮出来なければ衰退に向かうかも知れない、との悲観的な予測も出ている。

一方、ベトナムの経済成長に伴う購買力の増加により、ベトナムの自動車販売量は2014年の134千台から2015年は244千台まで伸び、2016年上半期も123千台で通年では前年を上回ると予想されている。

この伸びが今後、どのような方向性を持つかにより将来の自動車産業の有り様も大きく変わってくる。

自動車産業の発展政策支援については、日越両国政府による工業化戦略6分野の一つとして取り上げられており、ベトナム政府による行動計画が2015年10月に公表された。更に日越工業化戦略と平行して、ベトナム政府は自動車産業発展の為の支援法令として下記を交付している。

1) 首相決定 1168/QD-TTg 2014年7月16日

「2025年までのベトナム自動車産業発展戦略および2035年までのビジョン」

2) 政令 111/2015/ND-CP 2015年11月3日公布（2016年1月より施行）

「裾野産業発展に関する政令」

3) 首相決定 229/QD-TTg 2016年2月4日

「自動車産業発展計画・支援政策に関する首相決定」

行動計画は日本の投資、技術や経験の活用が考慮されている点、複数省庁横断的な施策で構成されている点が特徴であるが、施策が連携して実行され、自動車の需要増大に応じて行くためには、担い手であるベトナム政府機関のみでの遂行は困難である。例えばベトナム政府の産業発展政策の担い手は中小企業支援は計画投資省、裾野産業振興は商工省に分かれており、税制や補助金については財務省が管轄するなど、自動車産業を支える部品産業の振興を図る上で、必ずしも省庁間の垣根を越えた形での取り組みに至っていない。

このような現状を踏まえ、自動車産業の現状について入手可能なデータを整理分析し、供給側の自動車産業と需要側の市場の予測を行い、その結果に基づく政策を検討する事は、今後の自動車需要の増大に対する確実な対応を行うための欠かせない作業である。

JICAでは、先ず現状の再確認から始めるべく、2016年3月より情報収集・確認調査「Research on Supporting Industry for Automobile Assemblers in Vietnam」（以下事

前基礎調査)を、商工省傘下の Institute for Industry Policy and Strategy(IPS)をカウンターパートとし、早稲田大学自動車部品産業研究所小林名誉教授をアドバイザーとして実施した。9月5日ハノイ、6日にホーチミンにて調査結果の発表セミナーを行い、ベトナムの部品製造企業関係者を中心にハノイで180名、ホーチミンで140名の参加者を得た。

事前基礎調査は、下記の2点を課題として実施され、セミナーのテーマとなった。

- 1) ベトナムの2輪車を含む既存の自動車部品産業が、将来の自動車部品の供給源として成長するためには何か必要なのか？
- 2) アセンブラー(OEM)、1st Tier, 2nd Tier, 3rd Tierを構造的にどの様に改善して行くべきなのか？

初めの1)については、2018年の完成車輸入関税撤廃を控え、部品関税の撤廃による部品コスト引下げと、既に政府により交付されている部品産業支援政策の具体的な実施が速やかに必要との認識が商工省、セミナー参加関係者間で共有された。

2)については、早稲田大学の小林名誉教授より、ベトナム自動車産業の構造的な課題として20社に及ぶアセンブラー、少ない1st Tier、多数の2nd,3rd

Tierからなる瓢箪型の構造をいかにピラミッド型に変えてゆくのかという構造変革の必要性が指摘された。

全体的な課題として、発展を支える税制の再構築、部品産業に対する自動車部品製造参画へのモチベーションのあり方、インフラ(道路などのハード面、環境などのソフト面)の改善、裾野産業の技術力の向上、政府機関の政策立案、実施に向けた協力体制整備なども提示された。

また、個別的な課題として、不十分な2018年関税撤廃を踏まえた自動車産業育成保護策、具体性が乏しい個別プロジェクトに対する優遇策、関係する政府実施機関を繋ぐ情報共有システム不足、等が判明した。

2. 業務の目的

本調査では、情報の収集、分析による現状・問題点の明確化、産業・市場の発展モデル・シミュレーションの作成により定量的に原因と結果を明示することで、省庁間の合意形成、協力体制を推進させ、政府機関による効率的かつ実行可能な政策立案を支援し、自動車産業の発展に繋がる政策立案に資する情報提供を行う。

3. 対象分野

自動車産業の中でも、乗用車に焦点を当てた調査を行う。商用車、特殊車は参考情報の収集に留める。また一部素材や部品の量確保の観点から、共通部材の可能性のある電気電子産業を対象分野に含める。

4. 情報収集・確認調査の範囲

日越両国政府により策定された工業化戦略行動計画に基づく。

5. 実施方針及び留意事項

(1) 実施体制

- 1) 商工省重工業局が政府内での実務的な政策立案者であり、日々の調査業務のカウンターパートとする。
- 2) 財務省における税制度、税政策に関わる組織との連携を行う。特に、2018年までの緊急課題でもある部品関税の引下げ、撤廃、新たな産業育成の為の税財源の確保についての考察などでの連携が必要かつ重要。
- 3) 計画投資省は複数の省庁局に跨る調整を行う。中小企業支援法をドラフト作業中であり中小企業支援に関わる政策の推進を行うことによりサプライチェーン構築を推進する。
- 4) 政策レベルの方向性、意思決定は、工業化戦略の実施の観点より、都度、日本大使、副首相、商工大臣、商工省重工業局、財務省税務総局、計画投資省、運輸省、ベトナム自動車工業協会（VAMA）といった自動車産業に関わる適切なレベルの関係者間による対話を通じて行うべく、ベトナム側カウンターパートが主体となり政府機関内部の調整を行う。

(2) カウンターパート側の理解促進

商工省が主要なカウンターパートであるが、前述のごとく計画投資省、財務省も含める必要がある。

商工省に対しては自動車産業の市場発展モデル作成や政策立案の為の支援に取り組むが、財務省とも自動車産業発展を支える税制構築が出来るような理解促進を図る。

多方面、多岐にわたる自動車産業発展の為の構成要素を整理分析しデータ化を行い、政府政策立案者が一目で把握出来るような、課題と対策、政策間の連携についての図解を行う。それにより、調査終了後も政府関係機関が独自に自動車産業の発展モデルを改善しつつ政策の改善、実施推進を継続的に出来るようにする。

(3) JICA が実施している既存調査や関連した活動

本調査は日越両国政府間の工業化戦略に基づき実施されるが、「2. 業務の目的」を達成するため、JICA が実施している関連調査、活動の成果を十分に活用する事。

1) 各国の自動車産業発展の為の支援活動

既に実施されているタイ、メキシコなどでの支援活動の内容を参考にしつつ、調査すべき対象項目の絞込み、調査方法、立案すべき政策を検討。

- 2) ベトナムにおける裾野産業発展支援活動
 - a) 工業化戦略策定支援の為の情報収集、確認調査
 - b) 事前基礎調査 (IPSI,早稲田大学部品研究所)
 - c) 500 社裾野製造業調査
 - d) 自動車部品製造を目指す 100 社裾野製造業調査
 - e) 技能検定制度
 - f) 職業訓練機能強化事業に関わる準備調査
 - g) ハノイ工業大学指導員育成支援プロジェクト
 - h) ホーチミン工業大学重化学工業人材育成支援プロジェクト
 - i) 投資環境整備アドバイザー、シニアボランティア

6. 業務の内容

(1) 事前準備 (国内作業) 及びインセプションレポートの説明・協議

1) 関連資料・情報の収集・分析等

JICA の既存調査関連情報に加え、法規制、税制、自動車部品産業に関わる既存の関連資料・情報、データを整理分析、検討するとともに詳細な調査内容及びスケジュールを検討する。

また、カウンターパートの協力も得て、事前基礎調査に追加すべき資料情報、データをリストアップする。

JICA との協議を通じ、ベトナム政府機関全体の自動車産業発展に関わる取組みの全体像を把握し、本調査が果たすべき役割と政策提言を最終成果に結び付ける事を確認する。

2) インセプションレポートの作成

上記の結果をとりまとめて、インセプションレポートを作成する。

3) インセプションレポートの説明・協議等

上記インセプションレポートを実施機関に説明・協議の上、基礎調査の進め方についての基本的了解を得る。

(2) ベトナムの自動車産業発展における課題毎の要因分析

下記課題毎の要因を分析する

1) 既存自動車産業の育成保護

2018 年の完成車輸入関税撤廃を控え、部品関税の撤廃による部品コスト引下げと、既に政府により発表されている自動車産業支援政策の具体化、実施が速やかに、かつ最も重要な問題である。

1.1 部品関税の撤廃

- ✓ 適切な部品毎の関税撤廃を行うためには国内での競争力を持たない部品を特定するため HS コード区分より詳細な区分が必要だが、適切な区分が存在しない。
- ✓ 部品毎に撤廃が有利な企業と不利な企業が混在し、国全体で部品関税撤廃が有利である定量的指針がない。(注 1)
- ✓ その他課題を整理、要因分析する

1.2 自動車産業支援策の具体化

- ✓ 政府は企業が必要とする支援策を明確化できない。(注 1)
- ✓ 政府は 5 万台以上の生産を基礎とした支援策の実施を決定したものの、有効かつ実現可能な支援策を明確化できない。(注 1)
- ✓ その他の課題を整理、要因分析する

2) サプライチェーン構築

自動二輪産業の現地調達率が 80%以上であるのに対し、自動車産業の現地調達率が 10%台に留まっている。2018 年関税撤廃に対する課題を解決後は、サプライチェーン構築による中長期的な競争力強化が課題である。

2.1 市場に対して過剰なアSEMBラーの進出、少ない 1 次サプライヤーの進出

- ✓ 非関税障壁を考慮し 20 社以上のアSEMBラーが進出済み。より市場が大きなタイの 16 社参入と比較し過剰である。
- ✓ 1 次サプライヤーとなり得る企業は輸出加工区に多数進出済みだが、国内販売を行わない条件での優遇を受けておりサプライチェーンに参入できていない。
- ✓ タイ、インドネシアといった自動車産業集積地域と比較し、自動車販売国内市場が小さいためサプライチェーンの構築が困難である。

2.2 サプライチェーン参入に必要な制度

- ✓ 政府の自動車産業振興政策立案、実施、運用能力不足 (注 1)
- ✓ 政府の財源不足 (注 1)
- ✓ 企業は受注獲得が不透明な中、サプライチェーン参入につながる生産性向上活動を長期的に持続することが困難

2.3 ローカルサプライヤー技術力

- ✓ 日本より高い人材の流動性
- ✓ 民間による製造業の歴史的経験不足による、技能を有する経験者の不足
- ✓ 民間企業における自動二輪産業よりも大規模な設備の必要性和、担保を前提としない融資制度不足
- ✓ 民間企業支援機関における適切な給与水準での技能者育成体制

3) インフラ整備

より長期的には GDP の上昇に伴い下記のような課題の発生が想定される。長期的に解決すべき課題を明示する。

- ✓ 交通渋滞の悪化
- ✓ 交通事故の増加
- ✓ ガソリンスタンドをはじめとした燃料調達
- ✓ 大気汚染の悪化

4) その他

(3) アセアン域内の自動車産業の現状、各国の自動車産業政策の分析比較

要因分析にて明示した課題毎に、アセアン域内の自動車産業の現状、各国の自動車産業政策を分析比較する。

- 1) アセアン各国（特にタイ、インドネシア、マレーシア、フィリピン）の自動車産業の政策比較、並びに競争力の実態を調査把握。財務的な裏付けも考慮する。
- 2) 政策の比較については、ベトナムの自動車産業の実態を把握の上で行い比較分析を経て、ベトナムで採用可能な戦略・政策案の検討を行う。
- 3) 将来、ベトナムがタイ同様に自動車を輸出産業として位置づけられるのか生産コスト競争力の面より検討を行う。

(4) 自動車産業発展における実現可能な対策案の検討

要因分析、各国の政策分析を踏まえ、ベトナムにおいて実現可能な対策を検討する要因毎の留意事項は下記の通り

1) 既存自動車産業の育成保護

政府機関、既存自動車産業へのヒアリングを行い、下記のような対策案を立案する

1.1 部品関税の撤廃

国内で調達困難にもかかわらず、輸入関税が課されている部品の関税撤廃プラン（注1）

1.2 自動車産業支援策の具体化

政府と企業間で一定のコミットに至ったプロジェクトについて年間一定額の金型費補助を行う等、効果的かつ効率的な現地調達向上支援プラン（注1）

2) サプライチェーン構築

2.1 市場に対して過剰なアセンブラーの進出、少ない1次サプライヤーの進出

- ✓ 5万台以上を基準とした産業支援政策の具体化（（4）1）1.2が主な具体

策と想定) (注 1)

- ✓ 政府主導で産業支援策進行を行い、適切なアSEMBラー数による市場の構成を進めるプラン
- ✓ タイをモデルに輸出加工区進出済みの企業群をサプライチェーンに取り込むための規制撤廃プラン (注 1)
- ✓ 短期的な伸びが期待される電機・電子産業の需要と相乗効果を発揮するため、効果が高い素材、部品を特定し現地調達可能とするプラン ((4) 1) 1.2 も主な具体策と想定) (注 1)

2.2 サプライチェーン参入に必要な制度

自動車産業全体の競争や発展を支える税制(自動車市場の拡大に伴う法人税、関税、自動車関連の税収増に基づく支援のあり方)、関連法制度の整備の項目整理。中でもサプライチェーン参入を促進するために必要な制度として下記を想定。

- ✓ 明確な判断基準立案による、裾野産業協会など裾野認定組織、制度の検討 (注 1)
- ✓ 財務省予算制度を踏まえた財源確保を可能とする予算確保の仕組み検討
収入と支出の個別対応など税制改革(政令 No. 28/2016/ND-CP の実務運用面検証)、債券発行、ソフトローン借入れによるツーステップローンの活用など。(注 1)
- ✓ 既存中小企業向けファンドの有効活用 (注 1)
- ✓ SIDEK、TAC、VNPI、QUATEST など政府系企業支援機関の省庁横断的な支援と、信用創造の観点からファンドとの連携
- ✓ VIETRADE などによる輸出振興策策定。国内需要と相乗効果発揮 (注 1)

2.3 ローカルサプライヤー技術力

- ✓ 技能検定の推進
- ✓ 企業におけるキャリアパスの明示
- ✓ 中小企業、裾野産業向け設備投資資金の融資 特に銀行が求める担保の緩和 (2.2 を踏まえて設定する想定) (注 1)

3) インフラ整備

自動車産業振興に伴うマイナス面として指摘が予測される交通渋滞、交通事故増加などについては、本件調査の目的である、輸入、国内生産の問題ではない。

したがって当調査では、商工省が関係者に説明可能となる程度に課題を把握し、現状のインフラ整備方針をレビュー、説明資料としてまとめるに留める

4) 自動車産業の発展予測の為のシミュレーション

(注1)と記載したものは、政府が各種関係者に対する説明が可能となるレベルまで詳細なデータを示し、政策を実現できる情報として共有できるよう、時系列を含む包括的なデータ分析を行う。

2020年から2035年までを見据えて、ベトナムの市場拡大がどの様に進むのか、ビッグデータを活用したシミュレーションモデルを作成し検討する。その為のパラメーターの整理分析とデータ化を行う。

特にアSEMBラーの販売量と企業収益の推移、サプライヤーを含む設備投資額の動向、政府支援に必要な予算額と財源となる税収の推移を把握できるようなモデル作成を目指す。

更に、国産車と輸入車の生産コスト分析に基づく販売数量対比モデルについても検討する。

極端なケースは2018年以降100%輸入車となるケースだが、カウンターパートが変数の変化を入力することで、どの辺りで均衡するのか予測できるようなモデルの作成を目指す。

典型的な事例として

- ✓ フィリピンがモータリゼーションを迎えた際に陥った貿易赤字と同様の状況に陥る可能性
- ✓ 一定の施策を実施することによる自動車産業の集積実現可能性
- ✓ 家電など他の工業分野への部品供給拡大を端緒に自動車関連産業に移行するような発展モデル
- ✓ 初期は2018年問題への対応、中期的に現地調達比率の拡大、長期的に輸出への取組みというような発展シナリオ等を提示。

変数案

自動車生産販売台数

- ✓ GDP増加に伴う自動車販売台数増加
- ✓ インフラ整備に伴う自動車販売台数増加
- ✓ 販売増加に伴う自動車生産台数
- ✓ 金型補助等、政府補助による部品生産量増加

財源への影響

- ✓ 生産増加に伴う企業収益増加
- ✓ 収益増加に伴う税収増加

- ✓ 企業補助のための減税による税収減少
- ✓ 企業補助のための補助金による財源減少
- ✓ インフラ整備のための財政悪化
- ✓ 完成車輸入関税の減少による税収減少
- ✓ 部品関税の減少による税収減少

生産性への影響

- ✓ 金型補助による国内部品発注量増加
- ✓ 家電製品を中心とした関連産業生産量向上に伴う発注量増加
- ✓ 発注量増加、設備投資に伴う資本生産性向上
- ✓ 技術支援によるサプライヤーの全要素、労働生産性向上
- ✓ 鉄鋼、プラスチックなど素材産業立地に伴う素材調達コスト減少
- ✓ サプライヤーの生産性向上に伴う、輸出増加を踏まえた資本生産性向上

(5) 招聘

本調査で政府政策立案局長レベル 3 名 5 日間程度の招聘を 2 回計画実施する。インドネシアなどアセアン諸国 (2017 年 1-2 月を目途) 及び日本 (2017 年 2-3 月を目途) の自動車産業政策実施の現状、裾野産業の活動状況の視察を通じて実施可能な政策の立案に向けた理解促進を目指す。

受注者は、当該本邦招へいに関し、以下の業務を行うこととする。なお、被招へい者に係る航空券手配、国内移動・宿舎手配、空港送迎等の受入業務、及び被招へい者の引率、簡単な通訳等を行う同行案内人の手配等の監理業務については、発注者が行うものとする。

1) 被招へい者の人選への支援

被招へい者の人選は発注者と先方政府関係者との協議で決定するが、受注者は、先方政府関係機関それぞれの役割、当該機関の意思決定プロセス等を勘案の上、人選に係るアドバイス等を行うものとする。

2) 招へいカリキュラムの作成

招へい実施 1 か月前を目途に、招へいカリキュラムや日程／行程の詳細 (案) を作成し、発注者の基本的な了解を得る。

3) 面談者・見学先等の手配

発注者の了解を得た招へいカリキュラムに基づき、面談者・見学先等の手配を行う。

4) 招へいに係る関連資料の作成

招へいカリキュラムに基づき、面談や見学先において必要となる資料を越文、英文で作成する。

5) 被招へい者への来日前説明への支援（タイミングよく現地業務がある場合）
被招へい者への来日前の説明は、発注者が行うが、受注者は当該説明会に同席し、招へいカリキュラムや日程／行程（案）について、説明を補佐するものとする。

6) 招へいカリキュラムの実施

招へいカリキュラムや日程／行程（案）に基づき、招へいを実施する。原則として、招へいの全行程において、受注者の業務従事者が同行するものとする。

7) 招へい実施報告書の作成

招へいの実施後、その実施内容について報告書を取りまとめ、発注者に提出する。

(6) セミナー開催等

商工省を初めとする政府機関へのインプットに留まらず、VAMA、日系アSEMBラー及びサプライヤー等のステークホルダーからの意見聴取、調査成果の周知・活用が図られるよう下記のような想定でセミナーまたはワークショップを計 2 回程度開催する。

1 回目

開催時期：プログレスレポート段階

場所：ハノイ市

参加者：各省担当者レベルを中心に 50 名程度

開催形態：JICA ベトナム事務所ホールも活用したのとしたワークショップ

2 回目

開催時期：ドラフトファイナルレポート段階

場所：ハノイ市

参加者：各省局長レベルを中心に 100 名程度

開催形態：ホテルセミナールーム等を利用したセミナー

7. 成果品など

(1) 調査報告書

調査業務の各段階において作成・提出する報告書等は以下の通り。なお、本契約における成果品はファイナルレポートとする。

各報告書の先方政府への説明、協議に際しては事前に JICA に説明の上、その内容について了承を得るものとする。

インセプションレポート以外のレポートには、巻頭に要約を加える事。

1) インセプションレポート

記載事項：

調査の基本方針（特に調査範囲として自動車産業に関わる日越工業化戦略の

行動計画の取組みを把握、その中で本調査が果たすべき役割と最終成果)、
方法、作業工程、要員計画等。

提出時期：調査開始後半月以内

部数：和文2部、越文2部、英文2部（簡易製本）

2) プログレスレポート

調査事項：

第一次現地調査、第二次現地調査の結果、調査毎にカウンターパートと
政府関連機関、企業などのステークホルダーからのヒアリングに基づく
政策立案・改定の案、シュミレーションモデルの概要、アクションプラン
の素案、ファイナルレポートの概略等。

提出時期：2017年3月を目処（第2次現地調査にてカウンター
パートとの協議）

部数：英文2部、越文2部（簡易製本）

3) ドラフト・ファイナルレポート

調査事項：調査結果全体

提出時期：2017年4月末を目処（第3次現地調査にてカウンター
パートとの協議）

部数：英文2部、越文2部、要約編和文2部（簡易製本）

4) ファイナルレポート

調査事項：調査結果の全体成果

提出時期：2017年6月末を目処

部数：英文2部、越文2部、和文2部（製本）CD-R 3部

(2) その他の報告事項

1) 業務計画書

記載事項：共通仕様書の規定に基づく

提出時期：契約締結後10日以内

部数：和文2部（簡易製本）

2) 業務実施報告書

ファイナルレポートに記載されない企業ヒアリング議事録、カウンター
パートとの議事録等について記録として残しておく為の報告書。

提出時期：業務終了時

部数：和文2部（簡易製本）

第3 業務実施上の条件

1. 業務工程

本調査は、2016年12月初旬より開始、2017年6月下旬完了を目処とする。本調査では、以下のような工程を想定しているが、より効率的で効果的な作業工程が有ればプロポーザルにて提案するものとする。

年	2016			2017					
月	10	11	12	1	2	3	4	5	6
国内作業			→						
第一次現地調査			→						
招聘/国内作業			→						
第二次現地調査				→					
招聘/国内作業					→				
第三次現地調査							→		
報告書提出			▲			▲		▲	▲

2. 業務量の目処と業務従事者の構成

(1) 業務量の目安

合計 11MM

(2) 業務従事者の構成

要員計画の構成分野（案）を以下に示す。

なお、業務内容及び業務工程を考慮のうえ、より適切な要員構成が有る場合、プロポーザルにて提案する事。

- 1) 総括/ベトナム自動車産業調査、課題分析(2号)
- 2) 税制、法制度/アセアン政策比較調査(4号)
- 3) シミュレーション構築
- 4) 裾野産業育成

2) 現地再委託

ベトナム企業調査について、再委託を認める。

現地再委託に当たっては、「コンサルタント等契約における現地再委託契約手続きガイドライン」に則り選定及び契約をおこなう事とし、委託業者の業務遂行に関しては、現地において適切な監督、指示を行う事。

プロポーザルでは、可能な範囲で、現地再委託対象業務の実施方法と契約手続き

(見積書による価格比較、入札等)価格競争に参加を想定している現地業者の候補者並びに現地再委託業務の監督・成果品の検査の方法等、具体的な提案を行う事。

4. 相手国の便宜供与

本調査は J I C A の責任において実施するものである事から、ベトナム政府からの便宜供与は想定していない。本業務の実施に当たり、コンサルタントは通常の調査案件と同様に独自で業務を遂行する事が求められるが、便宜供与に関わる J I C A ベトナム事務所の支援を必要とする場合は東南アジア・大洋州部、又は同事務所に連絡・協議する事。

5. 配布貸与資料

Research on Supporting Industry for Automobile Assemblers in Vietnam

問合せ先：ベトナム事務所 松下高士 matsushita.takashi.2@jica.go.jp

6. その他の留意事項

1) 複数年度契約

本業務については複数年度に亘る契約を締結する事とするため、年度を跨る現地作業及び国内作業を継続して実施する事が出来る。経費の支出についても年度末に切れ目無く行える事とし、会計年度毎の精算は必要ない。

2) 安全管理

現地業務に先立ち外務省「たびレジ」に渡航予定の業務従事者全員を登録し、現地作業期間中は安全管理に十分留意する。J I C A ベトナム事務所より当地の治安・健康管理に関する最新の情報を収集した上で作業を行う事。また、携帯電話を携行するなど同事務所と常時連絡が取れる体制を敷く事。

3) 不正腐敗の防止

本業務の実施に当たっては「JICA 不正腐敗防止ガイダンス(2014年10月)」の趣旨を念頭に業務を行う事。なお、疑義事項が発生した場合は、不正腐敗情報相談窓口または JICA 担当者に速やかに相談するものとする。